

鳥取県土砂災害警戒情報検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 土砂災害発生から住民の生命をまもるため、避難勧告等の発令や自主避難を支援することを目的として、鳥取県と鳥取地方気象台とが共同して作成・発表する土砂災害警戒情報について検討するため鳥取県土砂災害警戒情報検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事 業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる検討を行う。

- (1) 鳥取県内における「土砂災害発生危険基準線；CL」の設定についての検討
- (2) 「土砂災害警戒情報」の公表方法及び内容についての検討
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な調査、研究

(委 員)

第3条 委員会の委員は、別紙に掲げる者とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(会議の招集及び運営)

第5条 委員会は、鳥取県県土整備部長が招集する。

2 委員会の進行は、委員長が行う。

(事務局)

第6条 委員会の会務を処理するため、鳥取県県土整備部治山砂防課に事務局を置く。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

(附 則)

この規約は、平成18年11月8日から施行するものとする。